平成２４年（フ）第２７号
島根県益田市高津町ロ458番地25
債務者　狩野　圭子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第４０７号
栃木県宇都宮市石井町2979番地17　吉光コーポ２号棟108号室、前住所栃木県宇都宮市清原台３丁目26番10号　レオパレスエスポワール102号
債務者　大塚　宏功
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１１号
栃木県那須塩原市一区町280番地13、前住所栃木県那須塩原市南郷屋２丁目114番地２　チェリーブロッサムＡ―101号
債務者　渡邉　道夫（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３８号
栃木県足利市江川町１丁目14番地27
破産者　アスク株式会社
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１９６号
東京都世田谷区梅丘１丁目19番10号
破産者　有限会社ファンウェブ
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２７２号
神奈川県横浜市栄区桂町681―10―307、開始決定時の住所神奈川県横浜市栄区公田町331―３
破産者　益子　裕治
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３６９号
東京都北区志茂２丁目34―３―603
破産者　舟橋　政一
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８１号
東京都足立区西新井栄町１丁目18―１―336
破産者　飯塚　明子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４９１号
東京都狛江市和泉本町４丁目５―27―302
破産者　畠中　秀夫
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６２４号
東京都港区赤坂８丁目12―８―308
破産者　江川やよい（旧姓園）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６５１号
埼玉県越谷市南町１丁目17―16―305
破産者　正木　紘司
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６８０号
東京都足立区谷在家２丁目17―13―101、開始決定時の住所東京都足立区鹿浜７丁目５―２
破産者　高橋　美則
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６８１号
東京都足立区谷在家２丁目17―13―101、開始決定時の住所東京都足立区鹿浜７丁目５―２
破産者　高橋　瑠美
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７４３号
千葉県船橋市大穴北３丁目23―36
破産者　金井　美帆
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８３５号
埼玉県川口市差間273番地57
破産者　有限会社ニッポー広告
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８３７号
埼玉県川口市大字源左衛門新田279―12―103、開始決定時の住所埼玉県川口市大字差間273―57
破産者　入江　芳枝
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８４８号
埼玉県所沢市こぶし町１―17―304
破産者　宇佐美定行
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８５３号
東京都江戸川区小松川３丁目12―２―102
破産者　篠塚　　彩
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８７８号
千葉県浦安市富士見５丁目26―14
破産者　寄本　淳一
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９４２号
東京都板橋区高島平２丁目33番６―1111号
破産者　有限会社ワールド・ビジネス・リンク
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部